

「返還保証書」について

1 「返還保証書」とは

(1) 提出が必要な場合

次の①～③のいずれかにあてはまる場合に提出が必要です。

- ① 連帯保証人に「4親等以内の親族」に該当しない成年者を選任する場合
- ② 保証人に「4親等以内の親族」に該当しない成年者を選任する場合
- ③ 保証人に65歳以上の方を選任する場合

(2) 必要添付書類

返還保証書に記入した資産等について証明する書類を添付してください。

なお、証明書類はいずれもコピーで差し支えありません。

① 【年間収入（所得）金額】

源泉徴収票（直近のもの）

確定申告書の控え（直近のもの）※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付

所得証明書（市区町村発行、直近のもの） 等

② 【預貯金額の証明書】

預貯金残高証明書（金融機関発行）

取引残高報告書（評価額のわかるもの）

※ 証明書は返還保証書作成日の3か月前以降に発行されたもの

③ 【不動産の証明書】

固定資産評価証明書（評価額のわかるもの）

「登記事項証明書（全部事項証明書）」を併せて提出が必要。

ただし、固定資産評価証明書に所有者と持分割合（共有名義の場合）が明記されている場合は提出不要。

※ 証明書は返還保証書作成日の3か月前以降に発行されたもの

※ 登記事項証明書（全部事項証明書）は法務局で取得

※ 詳細は、返還保証書裏面の「区分Ⅱ」を参照

2 注意点

- ① 返還保証書は、当該連帯保証人（保証人）がすべて記入してください。
- ② 返還保証書には、上記(2)の証明書類の添付が必要です。
- ③ 資産等の状況により、連帯保証人（保証人）として認められない場合があります。